

Title	斯道文庫蔵永楽大典巻八〇九四零簡について
Sub Title	
Author	尾崎, 康(Ozaki, Yasushi)
Publisher	慶應義塾大学附属研究所斯道文庫
Publication year	1980
Jtitle	斯道文庫論集 (Bulletin of the Shidô Bunko Institute). No.17 (1980. ) ,p.539- 545
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Departmental Bulletin Paper
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00106199-00000017-0539">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00106199-00000017-0539</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

斯道  
文庫蔵 永樂大典卷八〇九四零簡について

尾崎 康

永樂大典 二二、八七七卷、正本は早く明末に滅び、皇史宬の別本も清末の列強の侵略に大半を焼失したが、この卷八〇九四第一一葉の零片にもその跡が生々しい。各所に散じた残卷は日中戦争でさらに亡佚したであろうが、戦後、それまでとかく秘蔵されていたものも次第に公にされて、現在はようやく八〇〇卷になろうといわれる。

その多くは北京図書館に集められ、一九六〇年から七三二卷が影印された(二〇〇冊 中華書局)。岩井大慧 永樂大典現存卷目表(新訂)(岩井博士古稀記念典 籍論集 一九六三年)によれば、これには日本所在本の一部、大英博物館蔵本そのほかが収録されていない。台湾ではいちはやく中華書局本をさらに影印して出したが(一〇〇冊 世界書局)、これにはいろいろの付録のほか、ベルリン人種博物館蔵の七卷、台北の中央図書館蔵の三卷、中央研究院歴史語言研究所蔵の一卷、それに補遺のうちに岩井氏の表になる卷二四〇〇(六模 姓氏一一)を新たに加えている。

岩井表では再追記の分を含めて現存が七九七卷であり、蘇振申 永樂大典聚散考(國立中央圖書館館刊 四一二 一九七一年)が七九八卷とするのはこれを入れたものである。ただし、これらの表にも旧大連図書館蔵本の一部旧東方文化図書館蔵本などのように所在不明とされるものがあり、必ずこれだけの巻数が実在するか確かではない。

わが国では東洋文庫本(一一卷 東洋文庫叢刊 一九三〇年)や内藤湖南旧蔵本(二卷 東洋史研究会 一九三七年 杏雨書屋現蔵)が早く影印され、これらは中華書局本に収められているが、近くはそれに未収の天理図書館蔵本が同館の善本叢書に含まれた(八卷 同漢籍之部 第一卷 八木書店 一九八〇年)。斯道文庫本はわずか一葉の零片ながら、以上にまだ取上げられたいものがあるので、ここにその書影を掲げてこれを紹介したいと思う。

さて、この一葉は卷八〇九四の第一一葉である。写真に見る

輿地紀勝樊車城。在荊州廣濟縣治南。或云南湖之濱。或云淮南王豨布所居。或云淮南王劉安所居。二者未詳孰是。城堊尚存。傍有布母墓存。荆

# 州府城

荊州府圖經志本府城垣。周圍二千八十大五尺。南紀門至公安門。城連梁頭高二丈二尺五寸。公安門至新東門。

城連梁頭高二丈四尺五寸。新東門至羅城門。城連梁頭高二丈四尺五寸。羅城門至龍山門。城連梁頭高二丈三尺五寸。龍山門至南紀門。城連

梁頭高二丈五尺。正城樓八座。月城樓五座。沿城窩鋪一百三十七座。沿城梁頭三千八百二十三箇。門禁五座。新東門。公安門。南紀門。龍山門。羅

城門。南紀門。至公安門。壕闊一十六丈。深二丈。公安門至新東門。壕闊一十六丈。深二丈。新東門至羅城門。通湖水。深八尺。羅城門至龍山門。通湖

水深九尺。龍山門至南紀門。壕闊一十六丈。深一丈五尺。玉游荊州。五城。晉羊祜傳都督荊州。吳石城守去襄陽七百餘里。祜以說計令吳罷守。

祜以孟獻營武牢而鄭人懼。晏弱城東陽而萊子服。乃進拔險要。開建五城。收膏腴之地。石城以西。盡為晉有。水經注。沔水南。逕石城。西城。因山

為固。晉羊祜鎮荊州。立漢諸葛孔明曰。荊州北據漢沔。利盡南海。東連吳會。西通巴蜀。此用武之國。吳赤烏十一年春正月。朱然城江陵。江

# 陵城

郡縣志水經注云江陵城。今城楚船官地。春秋之渚宮。舊城關羽所築。吳朱然增築守之。後桓溫鎮江陵。治城其廩。會賓僚於江津望之。梁元帝建都。插木為柵。周圍六十里。後梁時高季興築外郭。增廣之。後又建八門。環以敵樓六十。皇朝因之。府城自靖康後朽敗。日其前後守者。以役衆費廣。無敢建議。淳熙十二年。衛國公趙雄得請於朝。且給以錢三十五萬緡。木四萬石。遂興此役。始於是歲之九月。成於十三年之七月。為磚城二十一里。樓櫓戰棚之屋一千三間。厚墉崇雘。上流增重。元一統志古江陵府城。元和郡縣志云。州城本有中隔。以北舊城也。以南關羽所築。羽北圍曹仁於樊。留康芳守城。建呂蒙襲破芳。羽還救城。聞芳已降。逃往九里。曰此城吾所築。不可攻也。乃退保麥城。今江陵城廣十八里。與地廣記云。郡城桓溫所築。又案通鑑。陳臨海王光大二年。吳明徹攻江陵。周總管高琳與梁傑射王操守江陵三城。晝至夜拒戰。十旬不克。明徹退保公安。觀通鑑所載。則梁已有三城矣。世說新語。桓任西治江陵城。甚麗。或弘之。則州城臨漢江。臨江王所治。王被殺。出城北門。而車軸折。又老注曰。吾王去不遠矣。從此不問北門。會賓僚出江津望之。云若能目此城者。有賞。顧長康時為客在坐。目曰。遙望層城丹樓如霞。桓即賞以二婢。宋

とうりで、大判の白綿紙(四九・六×五二<sup>センチ</sup>)に、双辺(每半葉三四×二一・七<sup>センチ</sup>)・有界八行の紅格が施される。見出しの語は大字で、行ほぼ一五字に相当し、多くの図書を引くその説明は小字双行で、一格を低して行二八字、裏の世説新語を引く一部にあるように、ときにさらに小字でやはり双行の注文があるが、字数に変わりはない。引書名と句点は紅筆である。版心は大紅口、三魚尾があり、その間に「永樂大典卷八千九十四」の題と「十一」の丁付が記されている。

本文については次にいささか考証するが、表に荊州府城、裏に江陵城の二城名が大書されていて、一見して城に関することが明らかである。城の部は卷八〇六二から始めて、八一二一までの六〇巻であるが、そのうちこの前の五巻が大英博物館(卷八〇八九・八〇九〇)と北京図書館(卷八〇九一・八〇九二・八〇九三)に現存し、いずれも韻目が十九庚、内容が城となっているから、これに続いて卷八〇九四も城の一部であることに疑いの余地はない。城の部の首は卷八〇六二であるから、その第三三巻で、城の部の全六〇巻のほぼ中ごろにあたる。

第一行は、前葉から続く小字双行の五四字に始まり、ついで荊州府城と大書して、荊州府図経志と玉海を引く。荊州府は明代には湖広布政司管内の一五府二州の一であり、江陵はその領内第一の県である(明史卷四四 地理志五)。

荊州府図経志は現存しないし、明志藝文志にもみえない。が、荊州府は宋・元代にはなく、明の太祖の甲辰の年(一三六

四)七月、すなわち呉の元年、洪武を称する四年前に設けられたものであるから、このときから永樂大典編纂までの四〇年間に成立した地誌ということである。

張国詮 中国古方志考(中華書局 一九六二年)もいうとうり、太平御覽の經史圖書綱目に荊州図経があつて、本文に三条引かれ、輿地紀勝にも四条引かれている。さらに、陳運溶 荊州図記輯本(廬山精舍叢書第一輯 輯佚類 荆湘地記二十九種)に文選李善注引一事<sup>(1)</sup>とあることも指摘するが、荊州は公式には唐の上元元年(七六〇)までの地名でもあり(旧唐書卷三九 地理志二)、荊州図経は唐代の編纂にかかるものである。同様に、荊州図記が、文選李善注に四条、北堂書鈔に五条、藝文類聚に二条、初学記に四条、太平御覽に二一条、太平寰宇記に一条、輿地紀勝に一条引かれているというが、これらも唐のかなり早い時期の書である。荊州図経・荊州図記という地誌が唐代から存在し、孫引きであるかも知れないが、前者は万曆湖広通志に二条の引用があるといわれるように、明代まで影響したこともあり、これらを基にして明初に荊州府図経志が成立したものであろうか。

なお、永樂大典の残八〇〇巻のうちには、湖・蘇州・遼州・潮州・衡州・広州・倉などに分類された巻に各種の地誌を頻繁に引用するが、これらには荊州図経志はみえず、おそらくこの一条のほかには引用はあるまいと思われる。

清代の荊州府志には、康熙二四年序刊本(内閣文庫蔵 三六卷一九冊)、乾隆二二年刊本(東洋文庫蔵 五八卷一八冊・内

閣文庫蔵二〇冊)、光緒六年刊本(各所蔵八〇卷三三冊)があり、<sup>(2)</sup>荊州府城について一部やや似るがむろん同文でなく、元以前の記事はこの図経志がいちばん詳しい。

図経志と称する地誌は、永樂大典では、この前の同じ城の巻八〇九一―三の三巻に六書がみえ、そのほかの巻にも少くとも二一は数えられ、州図経志もあるが、府の単位にはほとんどに存在したらしい。ところが現存本についてみると、日本主要図書

館・研究所蔵中国地方志綜合目録(国立国会図書館参考書誌 部アジア・アフリカ課編 一九六九

年)では明の嘉靖の図経志書というのが一、図経が明末の天啓の一を含めて清の四、図志が二で、図経志はない。北京図書館善本書目、国立中央図書館善本書目もほぼ同様の傾向にある。

これが一九三三年の北平図書館善本書目になると、やはり図経、図経志書でも、乾道・淳祐・景泰・弘治という宋と明初のものにこのような書名のものがある。

中国古方志考の目次で数えると、図経の名のつく地誌が四六四に及び、そのうち宋代の書とされるものが一九九、唐が一三、隋が六、元が七、漢・後漢・陳が各一である。他の二三六はただ佚とあるが、その佚文の所在をみるとやはり唐宋の、とくに大半は輿地紀勝などの宋代の書であるから、それらより早く成立したものであることは確実で、一部が元代の書のように思われる。

ここで図経志と称するものはわずかに二部で、元の郴州図経志と宋の淳祐江州図経志であるが、これがともに永樂大典だけにその書名と佚文がみえるものである。<sup>(3)</sup>永樂大典には現存部分

のうちの地理関係の二〇巻余だけで二八部も図経志を引いているわけであるが、これに較べると中国古方志考に図経ばかりで図経志が皆無に近いのを訝りもするが、いまは考証の余裕がない。中国古方志考は「至元代止」であるし、永樂大典は明初で微妙であるが、宋史藝文志にも図経だけが一〇種著録される。文淵閣書目では、府・州・県に図志はかなり多いが、図経は江州と長樂県の二部だけであり、図経志はまったくない。

いずれにせよ、唐宋の地方志はしばしば図経と称し、元から明にかけては図経志の名が流行したが、明の中ごろからは双方ともに衰え、とくに後者はほとんど用いられることがなくなつたということのようである。

江陵城の条では、この半葉の範囲では、郡県志・元一統志・世説新語の三書を引く。元和郡県志・輿地広記・通鑑は元一統志の所引である。

郡県志は宋を皇朝といい、ここに淳熙一三年の記事まで載せるから、南宋の江陵郡県志である。明の荊州府は、宋代には荊南府と称することもあったが、ほぼ淳熙以後は江陵府であり、その府治の所在は江陵郡、江陵県でもあった(宋史八八 地理志四)。元一統志に古江陵府城というのはそのためである。が、趙万里校輯本(中華書局 一九六六年)には、河南江北等処行中書省に属するこの付近の記事は乏しく、この一条も採録されていない。江陵郡県志も現存せず、宋史藝文志にもみえない。なお、中国古方志考は江陵志を二部収録し、その後者を南宋

後期の淳祐の進士の周応合の纂としている。

清代の江陵県志には、嘉慶五年（刊誤・六卷）、乾隆五九年（五八卷）、光緒三年（六五卷）の刊本があるが、かなり断片的ながらこの郡県志と同句のところもある。

この葉の冒頭の小字双行の五四字には標題の城名がないが、「輿地紀勝 樊車城」とあるから、樊車城がそれかと思われるものの、輿地紀勝の咸豊五年南海伍氏粵雅堂刊一〇年重校本にこの記事がみえない。続けて「蕪州広濟県」とあるが、広濟県志とそれを管轄する蕪州の府志に、樊噲城として簡単なながら記録されているものがこの城であろう。

乾隆一四年刊（二〇巻 王勅等編）と光緒一〇年刊（四〇巻 英啓等編）の蕪州府志、同治一一年刊（一六巻 英啓等編）の広濟県志であつて（いずれも東洋文庫蔵）、広濟県は宋代には蕪州に属したが、明代には蕪州と蕪州が合併して、ともに蕪州府に含められたものである。この三志とも、広濟県署の南四〇里に武山湖（午山湖・午湖ともいう）があり、その東にあたるが湖浜に樊噲城があること、「伝漢高祖命樊噲征九江王黥布、築此屯兵。樊噲城東西各一小城、相伝為九江王英布宅、又呼東京城、西京城」と旧志や方輿紀要にあることを載せている（輿図・山川・古蹟）。

したがつて、荊州府城の前には蕪州府の諸城が列挙され、広濟県城はなかったというが、広濟県南端の長江に近い樊車城ないし樊噲城が、その最後に記載されているものと推定されるの

である。すなわち、湖広布政司管内では、すでに第一一葉であるからいくつかの州府が終っているものの、蕪州府、荊州府の順に掲げられていることがわかる。

以上によつて、巻八〇九四の残第一一葉は城の部の湖広の地方の一部であることが判つたが、接続する前の五巻との関係をみておこう。

巻八〇八九・八〇九〇の二巻は大英博物館蔵で、影印本には含まれていないが、東洋文庫に焼付写真がある。ここには奉天府城以下、明史地理志の行政区分でいうと、西安府・延安府・華州・耀州・邠州の諸城が入乱れて黄河上流域から西北方の旧雲州・統万・朔方等の諸城に及び、陝西布政司と陝西行都指揮司の管内が含まれている。しかし、漢唐の長安城など西安府の中心がないから、陝西は少くともその前の巻八〇八八から始まっているのであろう。

続く北京図書館蔵の巻八〇九一―三をみると、南昌府に始つて、この三巻で江西布政司所領の一三府のうち、瑞州府を除く全府の府城・県城その他の小城や故城が列挙されている。瑞州府は領県三の小州で、とくに城郭がなかったのであろうか。

結局、城の部が京師や南京から起してきて、それぞれ二、三巻を要しつつ陝西、江西を経て、この巻から湖広に至り、おそらく武昌府に始つてそのなかばの蕪州府と荊州府の一部に及んだのが、この第一一葉なのであろう。

註

(1) 卷三八 任彦昇 為范興作求立太宰碑表の李善注であるが、荊州図経でなくて荊州図とあり、陳氏もこれを採録したうえで、「案此惟荊州図三字、故付録於此」と断っている。

(2) 朱士嘉編 中国地方志綜録 増訂本(商務印書館 一九五八年)もこの三部を著録するが、さらに明の嘉靖一年刊の荊州府志一二巻を北京図書館所蔵とする。

(3) 郴州図経志は大典の巻七五一六(倉)、江州図経志は巻七五一六・八〇九二(城)に引かれる。

追記 脱稿後、天理図書館善本叢書の永楽大典が刊行され、竺沙雅章氏の解説の末尾に、この巻八〇九四第一一葉が写真とともに紹介された。氏の地誌についての指摘に教えられるところは多い。